

令和 2 年度 第 4 回 姫路市景観・広告物審議会 資料 1

議案第 1 号 屋外広告物の基準改正について

- ・諮問根拠
- ・諮問書
- ・諮問趣旨
- ・スライド資料

姫路市景観・広告物審議会条例（抄）

平成20年12月16日

姫路市条例第48号

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

- （1） 姫路市都市景観条例（昭和62年姫路市条例第5号）及び姫路市屋外広告物条例（平成8年姫路市条例第5号）の規定によりその権限に属する事項
- （2） その他都市景観及び屋外広告物に関する事項

2 審議会は、前項各号に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

令和3年(2021年)2月12日

姫路市景観・広告物審議会
会長 安枝 英俊 様

姫路市長 清元 秀泰



姫路市屋外広告物条例施行規則の改正について(諮問)

このことについて、姫路市景観・広告物審議会条例(平成20年条例第48号)第2条第1項の規定により諮問します。

諮問趣旨

－姫路市屋外広告物条例施行規則の改正について－

姫路市では、平成 8 年に姫路市屋外広告物条例を制定し、広告物と地域環境との調和を図ることによる良好な景観形成の推進に取り組んでいる。

この姫路市屋外広告物条例は、平成 5 年に施行された兵庫県屋外広告物条例を概ね継承する形で制定し、その後、屋外広告物法、景観法、姫路市景観計画等の関係法令等の制定・改正に合わせて規定の整理を行ってきた。

建築物の屋上部分の壁面に設置される広告物の取り扱いについては、近隣自治体の屋外広告物施策の動向を踏まえ、現状に即した規制へと見直したいと考えるため、審議会に諮問するものである。

議案第 1 号

屋外広告物の基準改正について

令和 3 年 2 月 1 2 日

まちづくり指導課

屋外広告物の基準改正について

屋外広告物とは (屋外広告物法第2条、条例第4条第1項・第5条)

- ・「屋外広告物」とは、常時又は、一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板等
- ・掲出するためには、許可が必要（許可基準等に適合）

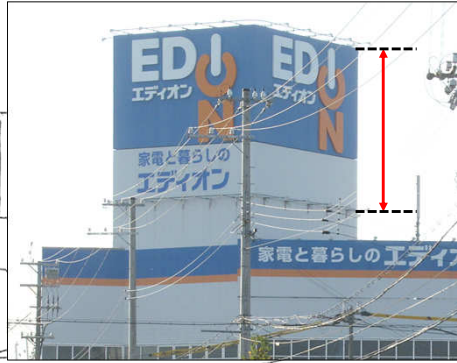
広告物の種類

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| (1) 屋上を利用するもの | (11) アーケードを利用するもの |
| (2) 壁面を利用するもの | (12) 電車、自動車に表示するもの |
| (3) 壁面より突出するもの | (13) 垣、塀を利用するもの |
| (4) 自己の敷地に建植えるもの | (14) 広告幕 |
| (5) 自己の敷地外に建植えるもの
(野立広告物等) | (15) アドバルーン |
| (6) 電柱を利用するもの | (16) 広告旗 |
| (7) 街灯を利用するもの | (17) 立看板等 |
| (8) バス停留所標識を利用するもの | (18) 置看板 |
| (9) 消火栓標識を利用するもの | |
| (10) アーチを利用するもの | |

屋外広告物の基準改正について

屋上広告物とは

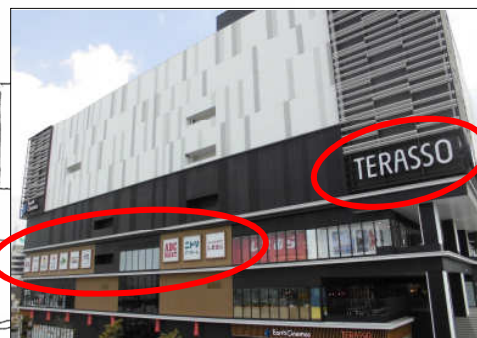
屋上広告物
⇒ 広告物の
高さで規制



屋外広告物の基準改正について

壁面広告物とは

壁面広告物
⇒ 面積に
よって規制

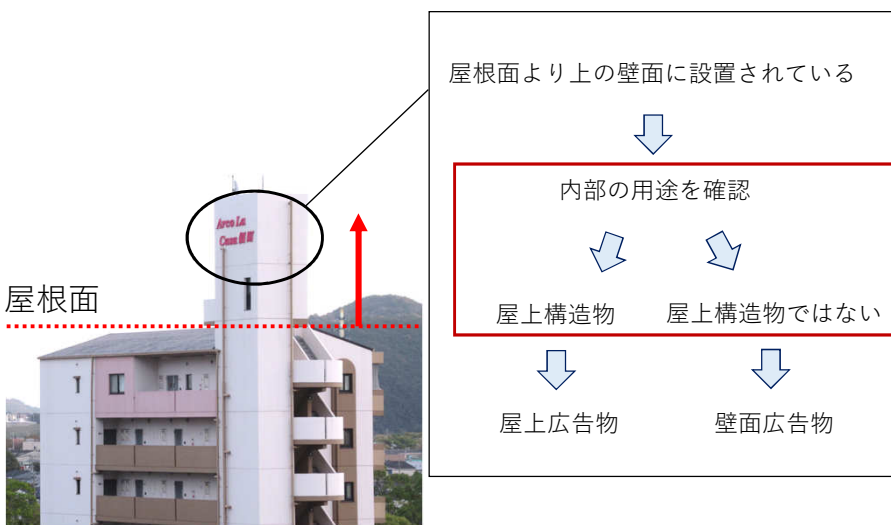


屋外広告物の基準改正について



屋外広告物の基準改正について

現状の課題



屋外広告物の基準改正について

現状の課題



屋外広告物の基準改正について

現状の課題

問題点

- ・「**内部の用途**」の確認が必要
⇒外観だけでは判断できない
- ・屋上構造物に該当するかどうかで**広告物の種類が変わる**
⇒該当する許可基準が大きく違う

屋外広告物の基準改正について

見直しの方向性

屋上広告物か壁面広告物かの判断基準を、以下のように
取り決める

建築物に設置するもの ⇒ 壁面広告物

工作物（に設置するもの） ⇒ 屋上広告物

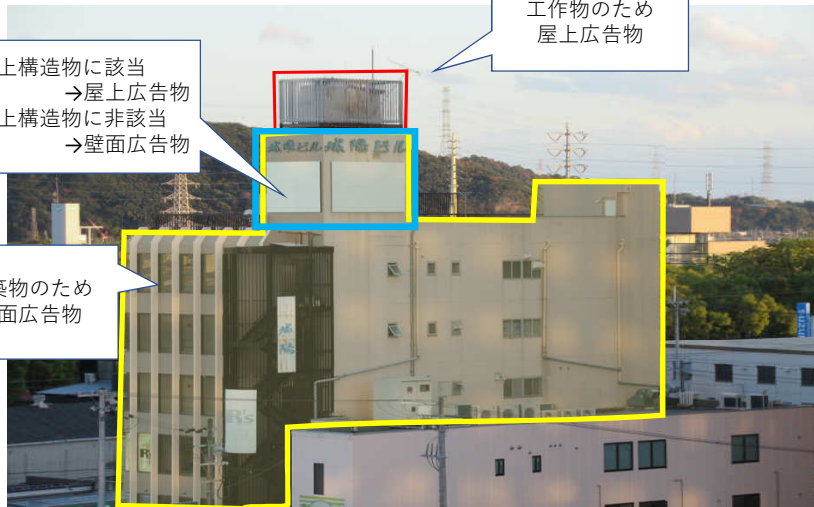
屋外広告物の基準改正について

見直しの方向性

- ・ 屋上構造物に該当
→ 屋上広告物
- ・ 屋上構造物に非該当
→ 壁面広告物

工作物のため
屋上広告物

建築物のため
壁面広告物



屋外広告物の基準改正について

現行の許可基準について

屋上を利用するもの（共通基準）

区分	基準
掲出場所	木造建築物への掲出禁止
広告物等の高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・商業系地域：地上から設置する箇所までの高さの2/3以下かつ10m以下 ・その他の地域：地上から設置する箇所までの高さの1/2以下かつ5m以下（準工業地域、工業地域、工業専用地域は7m以下）（※）
地上からの高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・商業系地域：原則52m以下 ・その他の地域：原則47m以下
その他の表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物（屋上構造物を除く。）の水平投影面をはみ出さないこと ・支柱、骨組みの露出禁止 ・商業系以外の地域の場合は、時事に関する事項を除き、発光可変表示式広告物（一定時間表示内容等が変化しないものを除く。）、ネオンサイン等の使用禁止

※屋上構造物の上に設置する場合は、当該屋上構造物の規模等により、当該屋上構造物の高さを広告物等の高さに算入する

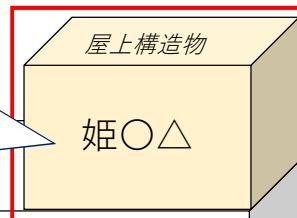
屋外広告物の基準改正について

基準改正案

区分	現行基準	改正案
地上からの高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・商業系地域：原則52m以下 ・その他の地域：原則47m以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業系地域：52m以下 ・その他の地域：47m以下

47m（52m）以上

現行基準では、屋上構造物の壁面部分のみ設置可能
⇒ 今後は壁面広告物となるため壁面広告物として設置可能



屋外広告物の基準改正について

現行の許可基準について

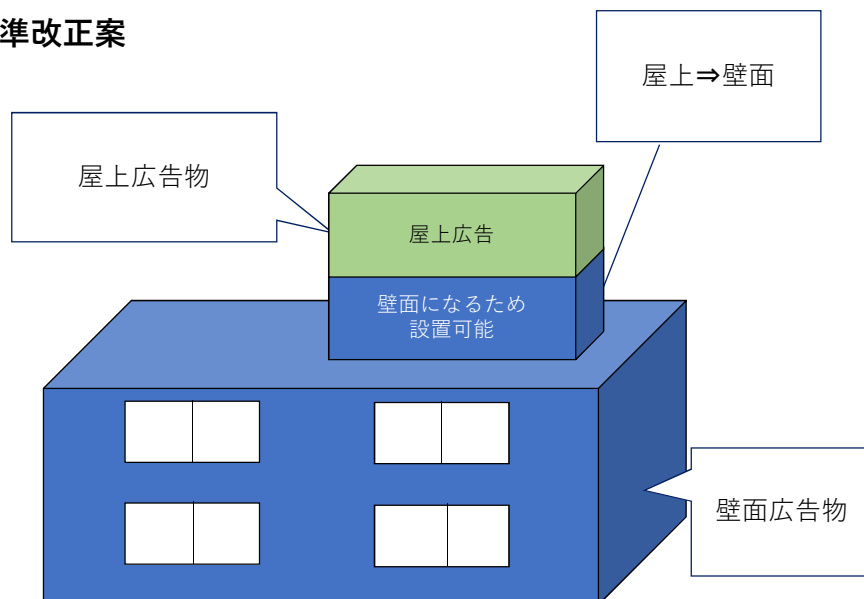
屋上を利用するもの（付加基準）（一部抜粋）

区分	姫路城周辺区域	中濠通り区域	野里街道区域
掲出場所		屋上への掲出禁止	

区分	大手前通り区域	姫路駅北駅前広場区域	駅南大路区域
掲出場所	議案第 2 号で説明	屋上構造物の上に設置する場合は、当該構造物の水平投影面からの突出禁止	高さ 1 2 m 以上の建築物の屋上への掲出禁止

屋外広告物の基準改正について

基準改正案



屋外広告物の基準改正について

基準改正案

壁面を利用するもの（付加基準）（一部抜粋）

区分	姫路城周辺区域	中濠通り区域	野里街道区域
掲出場所	屋上構造物の壁面への掲出禁止		

区分	大手前通り区域	姫路駅北駅前広場区域	駅南大路区域
掲出場所	議案第2号で説明		高さ12m以上の建築物の場合、屋上構造物の壁面への掲出禁止

屋外広告物の基準改正について

禁止地域等とは

第1種禁止地域等

- ・史跡名勝天然記念物
- ・指定道路、鉄道等の区間及び沿道、沿線地域 など

第2種禁止地域等

- ・第1・2種低層住居専用地域、第1・2中高層住居専用地域
- ・官公署、学校 など

第3種禁止地域等

- ・指定道路、鉄道等の区間及び沿道、沿線地域 など

⇒原則として広告物の**掲出禁止**（条例第10条第1項）

屋外広告物の基準改正について

自家用広告物で次の基準に適合するもの（一部抜粋）

区分	第1種禁止地域等（現行基準）	第1種禁止地域等（改正案）
掲出場所	屋上への掲出禁止	・屋上及び屋上構造物の壁面への掲出禁止

屋外広告物の基準改正について

自家用広告物で次の基準に適合するもの（一部抜粋）

区分	第2種禁止地域等（現行基準）	第2種禁止地域等（改正案）
掲出場所	屋上への掲出禁止（第1種・第2種中高層住居専用地域等において屋上構造物の壁面に掲出する場合を除く。）	・屋上への掲出禁止 ・第1種・第2種低層住居専用地域においては屋上構造物の壁面への掲出禁止

屋外広告物の基準改正について

自家用広告物で次の基準に適合するもの（一部抜粋）

区分	第3種禁止地域等（現行基準）	第3種禁止地域等（改正案）
その他の表示方法	・高速自動車道国道等沿道の指定区域内では、屋上における発光可変表示式広告物の使用禁止	・高速自動車道国道等沿道の指定区域内では、屋上及び屋上構造物の壁面における発光可変表示式広告物の使用禁止

屋外広告物の基準改正について

区分	現行基準	改正案
その他の表示方法	支柱、骨組みの露出禁止	支柱、骨組みは、ルーバーの利用その他の方法により、目立たないように配慮すること

支柱を屋根下の柱と同じ色にすることにより目立ちにくい



パネルを設置することで、骨組みの露出が最小限に

屋外広告物の基準改正について

今後のスケジュール

姫路市景観・広告物審議会（事前審議）
（令和2年11月24日）



姫路市景観・広告物審議会（本審議）
（令和3年2月12日）



施行規則の改正
（令和3年4月1日予定）